

VI 騒音・振動・悪臭の現況

1 騒音の状況

工場、建設作業及び交通機関等から発生する比較的高いレベルの音は、睡眠を妨げたり、会話を妨害するなど生活環境を損なうため、「好ましくない音」「無い方がよい音」、すなわち「騒音」として規制されている。騒音が住民に与える影響は、感覚的・心理的なものが主であり、感情問題等がからんで問題解決が困難な場合がある。

主な騒音の発生源としては、工場、建設作業及び交通機関等が挙げられる。

騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例では、著しい騒音を発生するものとして、「特定施設」及び「特定建設作業」の届出並びに規制基準を定めている。

また、騒音規制法では、地方公共団体に自動車騒音を常時監視し環境大臣に報告することを義務づけている。この自動車騒音の常時監視は道路端から 50m の範囲にある全ての住居等について自動車騒音の大きさを推計し環境基準の達成割合を算定する「面的評価」という手法によって実施することとされている。なお、常時監視の対象は幹線道路（具体的には高速道路、国道及び県道等）とされている。

(1)届出の状況

騒音規制法に基づく特定施設の設置状況

(平成30年度)

届出の種類 施設の種類の	① 設置届出		② 廃止届出		③ 数変更届出		④ 総数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1 金属加工機械	0	0	-2	-16	6	-4	250	1,062
2 空気圧縮機等	2	29	-4	-7	13	14	377	1,362
3 土石用破碎機等	0	0	0	0	0	0	12	43
4 織機	0	0	0	0	0	0	2	2
5 建設用資材製造機械	0	0	0	0	0	0	8	15
6 穀物用製粉機	0	0	0	0	0	0	3	45
7 木材加工機械	0	0	0	0	0	0	117	311
8 抄紙機	0	0	0	0	0	0	7	11
9 印刷機械	0	0	0	0	1	0	97	325
10 合成樹脂用射出成形機	1	5	0	0	1	-1	38	184
11 鋳造型機	0	0	0	0	0	0	3	7
計 (延数)		34		-23		9	914	3,367
計 (実数)	3		-6		21			

騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業の届出状況 (平成30年度)

作業の種類	法	条例	計
1 くい打、くい抜機を使用する作業	6	2	8
2 びょう打機を使用する作業	0	0	0
3 さく岩機を使用する作業	42	1	43
4 空気圧縮機を使用する作業	7	1	8
5 コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業	0	1	1
6 バックホウを使用する作業	24	1	25
7 トラクターショベルを使用する作業	2	0	2
8 ブルドーザーを使用する作業	1	1	2
計(延数)	82	7	89
届出	54	3	57

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音に係る特定施設の設置状況

(平成30年度)

届出の種類 施設の種類の	① 設置届出		② 廃止届出		③ 数変更届出		④ 総数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1 金属加工機械	1	24	-1	-9	0	0	524	3,821
2 空気圧縮機等	0	0	0	0	0	0	241	1,062
3 土石用破砕機等	0	0	0	0	0	0	1	1
4 繊維機械	0	0	0	0	0	0	8	905
5 建設用資材製造機械	0	0	0	0	0	0	2	2
6 穀物用製粉機	0	0	0	0	0	0	1	1
7 木材加工機械	0	0	0	0	0	0	182	496
8 製紙機械及び紙加工機械	0	0	0	0	0	0	3	17
9 印刷機械	0	0	0	0	0	0	6	24
10 合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0	9	50
11 鋳造型機	0	0	0	0	0	0	1	2
12 クーリングタワー	1	1	0	0	0	0	107	238
13 集じん施設	0	0	0	0	0	0	61	241
14 冷凍機(エアコンを含む)	16	64	-3	-14	3	10	957	3,380
計 (延数)	18	89	-4	-23	3	10	2,103	10,240
計 (実数)	18		-4		3		2,089	

規制地域

規制地域	当該地域(都市計画法に基づく)
第1種区域	・第1種低層住居専用地域
第2種区域	・第1種、第3種、第4種区域以外の区域
第3種区域	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域
第4種区域	・工業地域 ・工業専用地域

騒音規制法に基づく規制基準

区域の区分	規制基準		
	昼間 (午前8時～午後6時まで)	朝・夕 (午前6時～午前8時まで) (午後6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～ 翌日の午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

(2) 交通公害の現況

① 自動車騒音常時監視の結果

ア 面的評価の結果

環境基準を昼夜ともに満たしていたのは、幹線道路に面する住居全体のうちの 93.6%だった。

<道路種類別の環境基準達成状況（面的評価）> (平成 30 年度)

道路の種類	環境基準達成状況				
	全戸数	昼夜とも 達成	昼のみ達成	夜のみ達成	昼夜とも 未達成
高速道路 (東名)	65	65 (100.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
国道	4,640	3,974 (85.6%)	194 (4.2%)	0 (0%)	472 (10.2%)
県道	14,769	14,198 (96.1%)	102 (0.7%)	1 (0%)	468 (3.2%)
全体 (延数) ※1	19,474	18,237 (93.6%)	296 (1.5%)	1 (0%)	940 (4.8%)
全体 (実数)	18,633	17,439 (93.6%)	←重複して集計された部分を修正した値		

※1 道路の交差点部では同一の住居が重複して集計されている。

<路線別の環境基準達成状況(面的評価)>

(平成30年度)

路線名	評価対象 住居数(戸)	昼間・夜間 とも基準値 以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼間・夜間 とも基準値 超過
一般国道1号	1425	1279 (89.8%)	132 (9.3%)	0 (0.0%)	14 (0.9%)
一般国道1号(伊豆縦貫道)	6	6 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
一般国道246号	281	192 (68.3%)	49 (17.4%)	0 (0.0%)	40 (14.3%)
沼津停車場線	91	91 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
原木沼津線	844	843 (99.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
三島静浦港線	25	17 (68.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (32.0%)
下土狩徳倉沼津港線	820	673 (82.1%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	145 (17.7%)
沼津港線	679	679 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
千本城内線	401	401 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
沼津停車場東沢田線	957	956 (99.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
足高三枚橋線	536	535 (99.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)

イ 騒音測定地点ごとの騒音の実測値

自動車騒音を6地点で24時間測定しました。

<騒音の実測値>

(平成30年度)

	路線名	測定地点	騒音レベル (LAeq : dB)	
			昼間	夜間
			午前6時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
1	一般国道1号	花園町	70	69
2	一般国道1号	原	60	59
3	一般国道246号	岡一色	74	72
4	原木沼津線	中瀬町	69	65
5	沼津停車場東沢田線	北高島町	67	62
6	足高三枚橋線	岡宮	67	61

※幹線道路に近接する空間の環境基準は昼間 70dB、夜間 65dB です。

② 環境基準等の解説

自動車騒音 環境基準 (幹線道路近接空間)

基準値(LAeq)	
昼間(午前6時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌朝午前6時まで)
70dB(デシベル)	65 dB(デシベル)
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間：45dB以下、夜間：40dB以下)によることができる。	

- 環境基準とは、環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準をいう。
- 幹線道路近接空間とは、高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道(4車線以上の区間に限る)のうち、2車線以下(道路端から15m)、2車線を越える(道路端から20m)の範囲をいう。
- 道路に面する地域とは、道路端から50m以内の範囲をいう。
- 面的評価とは、評価区間を道路の状況からいくつかのグループに分類し、グループを代表する地点の測定値をシステム処理することによって「道路に面する地域」の一軒一軒について暴露量を推定し、全体の環境基準の達成率を評価するものである。

2 振動の状況

振動は、騒音と共に工場、建設作業及び交通機関等から発生し問題となるケースが多い。振動を防止するために建物基礎及び地盤の改良等、大規模な対策が必要となり問題解決が困難な事例がある。

振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例では、著しい振動を発生するものとして、「特定施設」及び「特定建設作業」の届出並びに規制基準を定めている。

振動規制法に基づく特定施設の設置状況

(平成30年度)

施設の種類の 届出の種類	① 設置届出		② 廃止届出数		③ 数変更届出		④ 総 数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1 金属加工機械	0	0	-2	-16	6	-5	204	1,068
2 圧縮機	2	29	-3	-6	13	13	200	576
3 土石用破碎機等	0	0	0	0	1	0	10	32
4 織 機	0	0	0	0	0	0	3	4
5 コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0	0	0	2	5
6 木材加工機械	0	0	0	0	0	0	7	7
7 印刷機械	0	0	0	0	1	0	46	173
8 ゴム練用、合成樹脂用ロール機	0	0	0	0	0	0	2	13
9 合成樹脂用射出成形機	1	5	0	0	1	-1	26	136
10 鋳造型機	0	0	0	0	0	0	5	13
計 (延 数)		34		-22		7	505	2,027
計 (実 数)	3		-5		22			

振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業の届出状況 (平成30年度)

作業の種類	法	条 例	計
1 くい打等を使用する作業	8	2	10
2 剛球を使用して破壊する作業	0	0	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	0	0	0
4 ブレーカーを使用する作業	37	1	38
計(延数)	45	3	48
届 出	44	3	47

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく振動に係る特定施設の設置状況

(平成30年度)

届出の種類 施設の種類の	① 設置届出		② 廃止届出数		③ 数変更届出		④ 総数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1 金属加工機械	0	0	0	0	0	0	9	230
2 圧縮機	3	16	0	0	0	0	47	462
3 土石用破碎機等	0	0	0	0	0	0	1	1
4 織機	0	0	0	0	0	0	0	0
5 コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0	0	0	0	0
6 木材加工機械	0	0	0	0	0	0	0	0
7 印刷機械	0	0	0	0	0	0	1	3
8 ゴム練用、合成樹脂用ロール機	0	0	0	0	0	0	1	1
9 合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0	7	45
10 鋳造型機	0	0	0	0	0	0	1	3
計 (延 数)	3	16	0	0	0	0	67	745
計 (実 数)	3		0		0		66	

振動規制法に基づく規制基準

区域の区分		規制基準	
種 別	該 当 区 域	昼 間 (午前8時～午後8時まで)	夜 間 (午後8時～翌日午前8時まで)
第1種区域	騒音規制法に基づく第1種区域	60デシベル	55デシベル
	騒音規制法に基づく第2種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	騒音規制法に基づく第3種区域	70デシベル	60デシベル
	騒音規制法に基づく第4種区域	70デシベル	65デシベル

3 悪臭の状況

悪臭は‘きゅう覚’という人の感覚に直接知覚され不快感を与える公害である。その形態及び被害を被る地域も一定していない。

また、悪臭の原因物質についても業種や事業規模等により様々であり、昭和47年5月31日から施行された悪臭防止法により、平成6年4月1日の追加指定を含め、計22物質が規制対象となっていた。

しかし、特定の悪臭物質を排出する事業場等に対しては一定の効果をあげていたが、いろいろな臭いが混ざった複合臭には対応できなかった。そこで平成22年9月1日に、住民の被害感覚と一致しやすい、人のきゅう覚を用いて臭いを判定する、臭気指数規制を導入した。臭気指数による規制基準は、住居系の地域は12、商業系の地域は15、工業系の地域・市街化調整区域・戸田地域は18、水産加工業の集積地域と標高50メートル以上の市街化調整区域については当分の間21となっている。

主な悪臭発生源としては、畜産農業・パルプ紙製造工場・塗装工場等があるが、現在、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設として、パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設ほか、10分類の施設が特定施設として届出対象となっている。

悪臭に係る特定施設の届出状況は次のとおりである。

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設届出:

(平成30年度)

施設番号	施設の種類	事業所数
1	セロファン製の製膜施設	0
2	アスファルト含滲紙又はコールタール含滲紙の製造の用に供する連続式含滲施設	0
3	パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設	0
4	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する加熱型の乾燥施設	1
5	合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設	0
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設	0
7	木材チップの堆積場であって、面積が1,000㎡以上のもの	0
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設 (1) 蒸煮施設 (2) 湯煮施設 (3) 真空濃縮施設 (4) 乾燥施設	6
9	鶏舎であって面積が400㎡以上のもの及び豚舎であって面積が150㎡以上のもの	鶏舎 0 豚舎 1
10	サイズの製造の用に供する反応施設	0
計		8